

「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」 を策定しました

○ 東北地方建設副産物対策連絡協議会(委員長:国土交通省 東北地方整備局長)では、平成20年4月23日に国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2008」を受けて、東北地方の建設リサイクルの現状を踏まえ、東北地方における目標値の設定や、具体的な施策をとりまとめた「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」を策定しました。

○ 主な品目の平成27年度目標値は以下のとおりです。

	平成 20 年度 東北実績	平成 27 年度 東北目標
コンクリート塊(再資源化率)	97.8%	→ 98%以上
建設発生木材(再資源化率)	73.6%	→ 80%
建設汚泥(再資源化・縮減率)	76.2%	→ 85%
建設発生土(有効利用率)	71.2%	→ 90%

○ 本計画期間は、平成22年度～平成27年度の6ヶ年です。

・本計画に示した各種施策の実施状況は、今後東北地方建設副産物対策連絡協議会においてフォローアップを行っていきます。

・本計画の全文については、東北地方整備局のホームページで閲覧することができます。

URL <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/recycle/keikaku2010.pdf>

<発表記者会:宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会>

問い合わせ先	
東北地方建設副産物対策連絡協議会事務局	
〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15	
国土交通省 東北地方整備局 企画部 技術管理課	
TEL 022-225-2171(代)	
技術管理課長	加藤 信行(内線3311)
技術管理課長補佐	尾崎 幸男(内線3315)

【参考】

東北地方建設副産物対策連絡協議会 構成機関

国土交通省 東北地方整備局

農林水産省 東北農政局

青森県

岩手県

宮城県

秋田県

山形県

福島県

仙台市

(独)都市再生機構山形都市開発事務所

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 東京支社

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 東北新幹線建設局

日本下水道事業団 東北総合事務所

東日本高速道路(株) 東北支社

(社)日本土木工業協会 東北支部

東北建設業協会連合会

(社)日本道路建設業協会 東北支部

日本アスファルト合材協会 東北連合会

(社)日本埋立浚渫協会 東北支部

(社)建設コンサルタンツ協会 東北支部

「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」の概要(1/2)

計画の位置づけ

国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2008」(平成20年4月23日策定)を受けて、東北地方における建設リサイクルの現状を踏まえ、**東北地方における目標値の設定や、行動計画(具体的な施策)**を加えた東北地方独自の建設リサイクルの推進計画

計画の対象

建設副産物対策東北地方連絡協議会(国、独立行政法人、6県1政令市等で構成)が実施する建設工事全体(※民間の建設工事についても、「理解と参画」を得て本計画が推進されることを期待)

計画期間

平成22年度～27年度の6ヵ年を計画期間とする。

計画のポイント(東北独自取組)

1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

[建設リサイクル市場の育成]

① **総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用**

[技術開発等の推進]

② **東北地方における低炭素舗装の利用促進に向けた検討**

2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み

[建設発生土]

③ **建設発生土の工事間利用の促進と工事情報の共有**

④ **土工期を調整するストックヤード(工事予定箇所・民間ストックヤード)の活用及びストック情報の共有**

[再使用・再生資材利用について]

⑤ **利用用途に応じた品質基準等の検討結果を踏まえ再生資材の利用促進**

「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」の概要(2/2)

東北地方における建設リサイクル推進計画2010の目標値

平成22年度[初年度目標]、平成24年度[中間目標]、平成27年度[計画の目標]、下段()書きは全国値

対象品目	指標	H17東北目標 (H17全国目標)	H17東北実績 (H17全国実績)	H20東北実績 (H20全国実績)	H22東北目標 (H22全国目標)	H24東北目標 (H24全国目標)	H27東北目標 (H27全国目標)
a)アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上 (98%以上)	97.8% (98.6%)	98.3% (98.4%)	98%以上 (98%以上)	98%以上 (98%以上)	98%以上 (98%以上)
b)コンクリート塊		96%以上 (96%以上)	98.4% (98.1%)	97.8% (97.3%)	98%以上 (98%以上)	98%以上 (98%以上)	98%以上 (98%以上)
c)建設発生木材		60% (60%)	59.3% (68.2%)	73.6% (80.3%)	75% (75%)	77% (77%)	80% (80%)
d)建設発生木材	再資源化・縮減率	90% (90%)	86.2% (90.7%)	87.6% (89.4%)	95% (95%)	95%以上 (95%以上)	95%以上 (95%以上)
e)建設汚泥		60% (60%)	88.2% (74.5%)	76.2% (85.1%)	80% (80%)	82% (82%)	85% (85%)
f)建設混合廃棄物	排出量	H12比-25%削減 (H12比-25%削減)	H12比-40.9%削減 (H12比-39.6%削減)	H12比-59%削減 (H17比-9%削減)	H17比-25%削減 (H17比-25%削減)	H17比-30%削減 (H17比-30%削減)	H17比-40%削減 (H17比-40%削減)
g)建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	88% (88%)	93.4% (92.2%)	94.1% (93.7%)	94% (93%)	94% (94%)	95% (94%以上)
h)建設発生土	有効利用率	75% (75%)	70.5% (80.1%)	71.2% (78.6%)	85% (85%)	87% (87%)	90% (90%)

※東北目標値のうち、太字斜めアンダーライン箇所は、全国と異なる目標値。(東北オリジナル)

フォローアップ

建設副産物対策東北地方連絡協議会において、「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」に盛り込まれた施策の各機関における実施状況について、適宜フォローアップ調査を行う。

「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」の具体的施策の概要

S 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

(1) 情報管理と物流管理

- 電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の検討(全国)
- 住宅履歴情報の整備(全国)

(2) 関係者の連携強化

- 資材製造者を交えた意見交換会の実施
- 東北地方建設副産物対策連絡協議会(担当者会議)の開催
- 各県及び政令市の環境部局との連携強化
- 建設副産物情報交換システムの活用
- 公共事業におけるリサイクル原則化ルール of 徹底

(3) 理解と参画の推進

- 3R推進功労者等表彰の推進、リサイクル(3R)現場一般公開の実施
- 建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施
- 建設リサイクルに関する講習会や研修の実施
- 建設リサイクルへの取組状況を把握するため、建設副産物実態調査による実態把握
- 契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明示

(4) 建設リサイクル市場の育成

- 総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用
- 地方自治体が認定しているリサイクル製品について、公共機関が実施する建設工事で積極的に利用する仕組みの検討

(5) 技術開発等の推進

- 東北地方における低炭素舗装の利用促進に向けた検討
- 資材製造者を交えた意見交換会の実施
- 3R推進功労者等表彰、リサイクル(3R)現場一般公開の実施

S 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み

(1) 発生抑制について

- 排出抑制の検討を含むリサイクル計画書の作成など「建設リサイクルガイドライン」の遵守を徹底

(2) 現場分別について

- 現場分別マニュアルの策定、現場作業員の教育の強化
- 解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進
- 適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化

(3) 再資源化・縮減について

- 建設リサイクルへの取り組み状況を把握するため、建設副産物実態調査による実態把握
- 建設発生木材について総合的にリサイクルが促進されるよう啓発
- 建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用の促進
- 公共工事におけるグリーン調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進
- 適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化
- 建設発生土の工事間利用の促進と工事情報の共有
- 土工期を調整するストックヤードの活用及びストック情報の共有
- 港湾工事で発生する浚渫土砂の再資源化の促進
- 公共工事土量調査の実施

(4) 適正処理について

- 適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化

(5) 再使用・再生資源利用について

- 利用用途に応じた品質基準等の検討結果踏まえ、再生資材の利用促進

計画期間と目標値設定の考え方について(補足)

計画期間の設定

- ・平成22年度～27年度の6ヵ年を計画期間とする。

目標値の設定

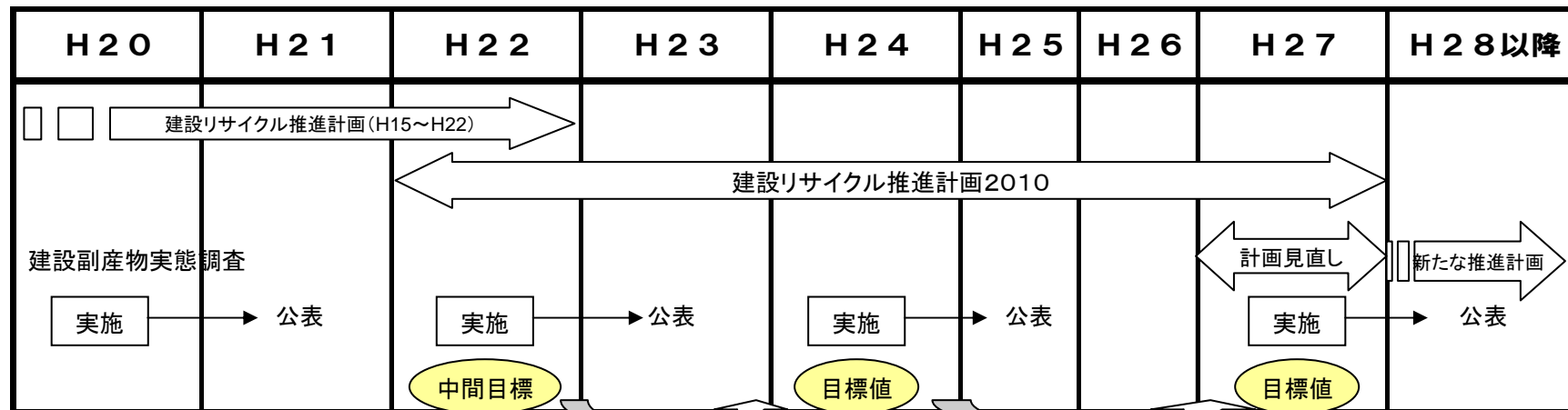
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画(環境省)で設定している目標年との整合を図り、**平成27年度を目標年度とし、目標値を設定。**
- ・また、フォローアップ、見直しの計画的実施のため平成24年度に中間目標値を設定。

建設副産物実態調査の実施

- ・建設副産物実態調査は5年周期を基本とし、これまで、H7、H12、H14(中間年)、H17、H20に実施。今後、H22、H24(中間年)、H27に実施予定。
- ・なお、調査の結果については集計後、翌年度に公表。

計画の点検及び次期計画の見直しのスケジュール

- ・次期計画策定までのスケジュールについては平成27年度を目標年度とし、目標値を設定。



目標値のフォローアップ

目標値の見直し

東北地方における
建設リサイクル推進計画 2010

平成22年10月

東北地方建設副産物対策連絡協議会

目次

ページ

第1 基本的考え方

- 1. 計画の位置付け 1
- 2. 計画策定の背景と目的 1
 - (1) 背景
 - (2) 計画の目的
- 3. 計画の実施主体と対象 2
- 4. 計画の基本的考え方 2
 - (1) 基本方針
 - (2) 関係者の意識向上と連携強化
 - (3) 他の環境政策との統合的展開
 - (4) 建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進
- 5. 計画期間と目標 4
 - (1) 計画期間
 - (2) 目標指標と目標値設定の基本的考え方
 - (3) 目標年度
 - (4) 目標値
- 6. 計画のフォローアップ 7
 - (1) 実施方法
 - (2) 計画の見直し

第2 具体的施策の概要

- 1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み 8
 - (1) 情報管理と物流管理
 - (2) 関係者の連携強化
 - (3) 理解と参画の推進
 - (4) 建設リサイクル市場の育成
 - (5) 技術開発等の推進
- 2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み . . . 13
 - (1) 発生抑制について
 - (2) 現場分別について
 - (3) 再資源化・縮減について
 - (4) 適正処理について
 - (5) 再使用・再生資源利用について

第 1 基本的考え方

1. 計画の位置付け

本計画は、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策（以下、「行動計画」という。）を内容として策定された「建設リサイクル推進計画 2008」（平成20年4月）を基本として、東北地方建設副産物対策連絡協議会が実施する建設リサイクル推進に関する取り組みについて、取りまとめたものである。

2. 計画策定の背景と目的

(1) 背景

天然資源が極めて少ない我が国が持続可能な発展を続けていくためには、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを充実させ、廃棄物などの循環資源が適正・有効に利用・処分される「循環型社会」を構築していくことが必要である。

これまで、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正）の趣旨を踏まえ、建設副産物のうち排出量・最終処分量で大きな割合を占めていたアスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生土を重点対象品目とし、東北地方建設副産物対策連絡協議会では、これらの発生主体及び利用主体である公共工事を主な対象として、リサイクル原則化ルール等の規制的手法を中心とした施策を推進してきた。

また、平成12年には、循環型社会形成推進基本法が公布され、3R、熱回収、適正処理の優先順位が明確にされるとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称：建設リサイクル法）」によって、完全施行の平成14年度以降には、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務付けられた。

その結果、公共工事以外の民間工事でも、特定建設資材廃棄物についてのリサイクルが促進され、東北地方の建設廃棄物全体の再資源化等率は、平成20年度には94.1%まで上昇した。

しかし、建設廃棄物の中には依然として再資源化が低い品目が残っているだけでなく、3Rの第一に掲げられる発生抑制の取り組みは、緒に就いたばかりである。さらに、不法投棄の問題として、不法投棄廃棄物の約87%（平成20年度：全国）を建設廃棄物が占めており、適正処理の更なる推進が求められている。加えて、「建設リサイクル推進計画2002」（以下、「推進計画2002」という。）で新たに示された「リサイクルの質の向上」については、まだ十分な成果が得られるには至っていないことも課題として残されている。

(2) 計画の目的

以上のような状況を鑑みて、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2008」（以下、「推進計画2008」という。）が策定された。この計画は、循環型社会の構築にあたっての建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として策定されたものである。

建設リサイクルの状況は地域によって異なることから、「推進計画2008」を踏まえて東北地方における目標値の設定や行動計画を加えた独自の推進計画として、「東北地方における建設リサイクル推進計画2010」を策定したものである。本計画は、「東北地方建設リサイクル推進計画（平成15年6月）」（以下、「東北推進計画（H15）」という。）で策定した目標値の達成状況を踏まえ、新たに目標値を設定したもので、東北地方として当面実施すべき施策としての位置付けを持っている。

3. 計画の実施主体と対象

本計画は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としている。すなわち、本計画は、国土交通省直轄工事はもとより補助事業も含めた全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としているが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、東北地方建設副産物対策連絡協議会の活動を通じて、本計画が反映されることを期待している。

4. 計画の基本的考え方

(1) 基本方針

東北地方における建設廃棄物の排出量は、平成20年度で約519万トンであり、平成17年度調査（約685万トン）と比較すると、約166万トン減（約24%減）となっている。

また、平成20年度の最終処分量は平成17年度と比較すると、約14万トン減少しており、特に建設混合廃棄物の最終処分量が減少傾向にある。

建設廃棄物全体の再資源化等率は、平成20年度で約94.1%であり、平成17年度と横ばいとなっている。

品目別の再資源化等の状況を見ると、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊は約98%と、平成12年度以降高い再資源化率を保っているが、建設発生木材（73.6%：再資源化率）、建設汚泥（76.2%：再資源化縮減率）、建設発生土（71.2%：現場内完結（利用）工事含む有効利用率）については低迷している。

このように再資源化が進んでいる品目については、今後とも高い再資源化率の維持を目指す必要があり、また、低迷している品目については、建設リサイクル推進を支える横断的取り組みや、建設リサイクルにあたっての個別課題に対する取り組みが必要不可欠である。

(2) 関係者の意識向上と連携強化

全産業廃棄物に占める建設廃棄物の割合は、排出量で約2割（全国）、不法投棄量で約9割（全国）を占めている。特に不法投棄については、循環型社会の構築を阻害しているだけでなく自然環境や生活環境の悪化を招き、自らが不法行為をしていなくても結果的に関与もしくは助長している者も含め、本来支払うべきコスト以上の負担を社会に転嫁している。まさに建設事業の大きな汚点として、環境部局等の規制、取締りを待つだけでなく、関係者が自らの問題として直視し根絶に向けた努力をすべき問題である。

こうした不法投棄の根絶や3Rの推進のためには、行政（建設部局、環境部局）はもとより、発注者、設計者、下請け業者を含む施工者、廃棄物処理業者、資材製造者等、建設事業及び付随する物質循環に関わる全ての関係者が、循環型社会形成に向け高い意識を持ち、関係法令を遵守することのみならず、各々連携し、積極的にそれぞれの責務を果たしていくことが求められる。

(3) 他の環境政策との統合的展開

循環型社会の構築及び自然環境保全のため、新たに採取する天然資源と自然界へ排出されるものを最小化し、資源の循環的な利用が確保されることが重要である。このため建設分野においても、まず、資源投入量と最終処分量の最小化により一層努めていくべきであり、建築物や構造物の長寿命化などによる発生抑制の取り組みや他産業に由来するものも含めた再生資材の利用を推進するものとする。また、資源の有限性に鑑み、建設副産物の再資源化にあたっては、その潜在的な資源価値を最大限引き出すなど、リサイクルの質の向上に努めていく必要がある。

さらに、温室効果ガス排出量の削減を図るため、リサイクルに伴う温室効果ガスの排出に十分留意するとともに、重量又は体積あたりの付加価値が低く長距離輸送になじまないという建設副産物の特性を考慮し、地域で循環可能な建設副産物はなるべく地域で循環させる、建設リサイクルに係る物流の効率化を進めるなど、地球温暖化対策へ十分配慮する必要がある。そのためには、地域の中で建設副産物の需要者と供給者のネットワークを形成し、様々な主体間のコミュニケーションを促進することで持続可能な地域社会を実現することが重要である。

(4) 建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

質の高い建設リサイクルを推進するためには、民間主体の技術開発が重要であり、これを適切に評価し活用される仕組みを構築することで、民間の技術開発意欲を高める必要がある。なお、資材製造者は、自ら生産する資材について、現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用すること、再資源化業者は質の高い再生資材を開発し、再生資材の利用用途拡大に努めることが必要である。

さらに、こうした取り組みをはじめ、適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野（構造、物性、施工、解体、廃棄物処理・再生など）の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。

5. 計画期間と目標

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、平成22年度から平成27年度までの6カ年とする。

(2) 目標指標と目標値設定の基本的考え方

本計画においては、循環型社会の構築の観点から、建設廃棄物の再資源化率（排出量に対する再資源化及び再使用された量の比率）、再資源化・縮減率（排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率。以下、「再資源化等率」という。）及び建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）を目標指標とした。

ここで、目標値を設定する建設廃棄物としては、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物とする。

なお、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年1月17日告示、以下「建設リサイクル法基本方針」）における目標値を当面の目標とし、建設副産物の実態等に関する調査（以下「建設副産物実態調査」）の結果に基づく目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを適宜行うものとする。

(3) 目標年度

本計画の目標年度は平成27年度とする。

また、社会的情勢を踏まえつつ本計画のフォローアップ、見直しを計画的に実施していくため、平成24年度に中間目標値を定める。

(4) 目標値

①建設廃棄物の再資源化率、再資源化等率

《アスファルト・コンクリート塊》

- 平成20年度の実績値は、再資源化率98.3%であり、「東北推進計画（H15）」の平成17年度目標値である98%以上を達成している。今後とも高い再資源化率の維持を目指すこととして、98%以上（全国同値）として設定した。

《コンクリート塊》

- 平成20年度の実績値は、再資源化率97.8%であり、「東北推進計画（H15）」の平成17年度目標値である96%以上を達成している。より高い再資源化率の維持を目指すこととして、98%以上（全国同値）として設定した。

《建設発生木材》

- ・平成20年度の実績値は、再資源化率73.6%であり、「東北推進計画（H15）」の平成17年度目標値である60%を達成している。建設リサイクル法基本方針における再資源化等に関する目標値を当面の目標とし、より再資源化率の向上を図ることとして、80%（全国同値）として設定した。

《建設汚泥》

- ・平成20年度の実績値は、再資源化等率76.2%であり、「東北推進計画（H15）」の平成17年度目標値である60%を達成している。再生利用用途が競合する建設発生土とあわせて、より総合的な利用の促進を図るとして、85%（全国同値）として設定した。

《建設混合廃棄物》

- ・建設混合廃棄物については、建設リサイクル法等による分別解体等の徹底の効果として排出量の削減が期待されること、再資源化・縮減率としての目標値設定が難しいことから、目標指標としては排出量の削減率（全国同率）として設定した。

②建設発生土の有効利用率

- ・平成20年度の実績値は、現場内完結利用工事（発生量と利用量のバランスを図ることによって、現場外からの土砂搬入量をゼロとしている工事）を除いた場合44.5%であり、「東北推進計画（H15）」の目標値である75%を達成していない。
- ・また、現場内完結利用工事を含みでも71.2%であるが、今後とも有効利用率の向上を図ることとして、90%以上（全国同値）として設定した。
- ・従来、建設発生土の有効利用率については、「そもそも一つの工事の中で発生量と利用量のバランスを図ることは、工事担当者として当然すべき行為」として評価しなかったが、「発生量と利用量のバランスを図ることによって現場外からの土砂搬入量をゼロにすることは、むしろ積極的に評価すべき取り組みである」との考えから、「盛土等で利用する土砂について全て自工事内で発生する土砂を用いる工事（＝現場外からの土砂の搬入を一切行っていない工事：現場内完結利用工事）」を含めて評価することとし目標値を設定した。

本計画の目標

対 象 品 目		平成17年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成22年度 (初年度目標)	平成24年度 (中間目標)	平成27年度 計画の目標
a) アスファルト・ コンクリート塊	再資源化 率	97.8%	98.3%	98%以上	98%以上	98%以上
b) コンクリート塊		98.4%	97.8%	98%以上	98%以上	98%以上
c) 建設発生木材		59.3%	73.6%	75%	77%	80%
d) 建設発生木材	再資源化・ 縮減率	86.2%	87.6%	95%	95%以上	95%以上
e) 建設汚泥		88.2%	76.2%	80%	82%	85%
f) 建設混合 廃棄物	排出量	21.5万t	15.0万t (H12比-59%削減)	16.1万t (H17比-25%削減)	15.1万t (H17比-30%削減)	12.9万t (H17比-40%削減)
g) 建設廃棄物 全体	再資源化・ 縮減率	93.4%	94.1%	94%	94%	95%
h) 建設発生土	有効利用 率	70.5%	71.2%	85%	87%	90%

注:各品目の目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊：(再使用量+再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材：(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥：(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土：(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量
ただし、利用量には現場内完結利用を含む

なお、これらの目標については、建設副産物の実態等に関する調査（以下、「建設副産物実態調査」という。）の結果に基づく目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを適宜行うものとする。

＜参考＞目標値の推計方法

「東北地方建設リサイクル推進計画2010」の目標値を設定するにあたり、国土交通省が定めた目標値設定の方針にのっとり、将来の建設副産物排出量（予測値）及び、目標値の算出を行った

- ①人口、経済成長率などの将来の社会指標より、H22、H27の将来排出量等を予測
- ②処理施設の将来場外排出量に対する処理能力、将来再資源化量に対する需要を把握
- ③将来の再資源化施設への搬出量、最終処分場への搬出量等を設定
- ④将来の再資源化施設、最終処分場への搬出量等より、H22、H27の再資源化率等を算定
- ⑤H22及びH27の再資源化率等を算出後、H24の再資源化率等を線形補間で算出

6. 計画のフォローアップ

（1）実施方法

本計画に示した各種施策の実施状況は、東北地方建設副産物対策連絡協議会（事務局：東北地方整備局）においてフォローアップを行う。

また、本協議会において建設副産物実態調査を適宜実施し、本計画における数値目標の達成状況を評価する。

（2）計画の見直し

本計画は、フォローアップの結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとする。

第2 具体的施策の概要

計画策定の背景と目的に示したように、循環型社会の構築に際し建設産業が先導的にリサイクルを推進する必要があることから、資源有効利用促進法、建設リサイクル法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき建設リサイクルを強力に推進することとしている。

具体的施策については、「推進計画2008」を踏まえて、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的取り組みを推進力とする新たな3Rの構築が期待される施策として、「1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み」と「2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み」に区分してとりまとめた。

1. 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み

(1) 情報管理と物流管理

【主要課題】

建設副産物を再資源化することが技術的には可能であっても、その引取相手（製品の最終需要、製品化施設、再資源化施設）が無ければ、結局は廃棄物となってしまう。

また、再資源化されたものが、その後実際にどのような形で利用されているのか、あるいは不適正な処理がなされているのか等、十分に実態が把握されていない。

一方、建設資材には様々な原材料が含まれており、それは資材製造者によっても異なる場合がある。

再資源化に際しては、原材料の性状に応じたリサイクル技術を用いる必要がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
電子マニフェスト等を活用した建設副産物物流の「見える化」の検討
住宅履歴情報の整備

(2) 関係者の連携強化

【主要課題】

建設リサイクルの取り組みを進める上では、発注者、資材製造者、設計者、施工者、廃棄物処理業者など関係者が非常に多岐にわたっているが、これまでこれらの関係者の中で意思の疎通や、情報交換が必ずしも十分に行われてこなかった。

例えば、新築・新設の設計の際や改修工事等の際に、解体時の分別解体のしやすさに対する配慮が十分でなかったり、資材特性や分別方法等資材製造者の有する専門知識が、資材の再資源化過程で十分に活用されず、建設リサイクルの推進が円滑に進まない等がその例である。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

〔東北地方の主な取り組みと担当〕

主な取り組み	担 当
資材製造者を交えた意見交換会の実施	協議会
東北地方建設副産物対策連絡協議会の開催 (東北地方建設副産物対策担当者会議の開催)	協議会
各県及び政令市の環境部局との連携強化	協議会
建設副産物情報交換システムの活用	協議会構成機関
公共事業におけるリサイクル原則化ルールの徹底	公共機関

※「協議会」：協議会事務局（東北地方整備局）が主に検討・実施

※「協議会構成機関」：協議会構成機関全ての検討・実施

※「公共機関」：協議会構成の公共機関（国、特殊法人、県、政令市など）が検討・実施

＜参考＞全国での取り組み

主な取り組み
長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための基準類等の策定及び直轄事業への適用
建設副産物リサイクル広報推進会議の開催

(3) 理解と参画の推進

【主要課題】

建設リサイクルの取り組みは、社会資本整備を通じて国民生活を支える一方で、不適切な取り組みは生活環境等に深刻な影響を与えることになることから、建設リサイクルの推進にあたっては、取り組み状況の把握に努めるとともに、広く国民の理解と参画を求めることが重要である。

特に、適切な分別解体等、再資源化及び適正処理を実施するためには、応分の費用負担が必要となるが、一般市民を含む関係者の中には、なるべくコストをかけたくないとの考えから、処理内容等にこだわらないとする風潮が一部に認められる。

また、建設現場で実際に作業を行う者は、建設リサイクルについて教育を受ける機会が必ずしも十分に与えられていない場合もある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
3R推進功労者等表彰の推薦、リサイクル（3R）現場一般公開の実施	協議会構成機関
建設リサイクルに関する広報活動の継続的实施	協議会構成機関
建設リサイクルに関する講習会や研修の実施	協議会構成機関
建設リサイクルへの取り組み状況を把握するため、建設副産物実態調査による実態把握	公共機関
契約時における分別解体、再資源化、適正処理等の内容及び費用の内訳の明示	公共機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
適正な費用負担に関する情報提供、啓発
標識設置等による建設リサイクルへの取組状況のPR

(4) 建設リサイクル市場の育成

【主要課題】

リサイクル市場を構築するためには、建設副産物の発生量に見合った需要（最終需要、処理能力）が確保される必要があり、特に運搬や保管に制約がある建設副産物については、需給動向に注意が必要である。

実際に再生材の供給が追いつかない地域では、新材を大量に含んだものがリサイクル品として安い価格で取り扱われており、資材製造者等にしわ寄せが生じている場合がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
総合評価落札方式や設計施工一括発注方式等の入札契約方式の活用	公共機関
地方自治体が認定しているリサイクル製品について、公共機関が実施する建設工事で積極的に利用する仕組みの検討	公共機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
エコアクション21の活用等による、コンプライアンス体制の確立の検討
質の高い建設リサイクルを推進している企業の情報収集、評価、情報発信の仕組みの検討
地域内循環の基本として、地域での需給バランス均衡に関する情報収集・情報発信のあり方の検討
建設廃棄物再生処理施設に関する税制優遇措置の継続

(5) 技術開発等の推進

【主要課題】

建設リサイクルの推進において、リサイクルの質を向上させるための技術がより一層重要となってきた。

例えば再資源化にあたってCO₂の排出を抑制するなど、地球温暖化対策との調和を図るための技術は積極的に開発すべきである。

また、建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきである。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
東北地方における低炭素舗装の利用促進に向けた検討	東北地方整備局
資材製造者を交えた意見交換会の実施	協議会
3R推進功労者等表彰、リサイクル（3R）現場一般公開の実施（再掲）	協議会構成機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
建設リサイクルの取り組みにおけるCO ₂ 排出量の削減効果、環境負荷低減効果の算定手法の検討
アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材に関する再資源化のあり方に関する検討
建設副産物の建設産業以外への用途拡大、意見交換
NETISの活用による民間企業の技術開発の促進と、開発された技術が広く活用されるための仕組みの検討
試験研究に対する税制優遇措置の継続

2. 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組み

(1) 発生抑制について

【主要課題】

これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心であった。

しかし、高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎え、住宅や建築物についても建替時期を迎えているものもある。

また一方で、新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。

このような状況を踏まえ、今後は地域の実態を考慮しつつ、特にリサイクル率が伸び悩んでいる対象品目に関して、「発生抑制」という上流段階での取り組みについて、より一層強化していく必要がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
排出抑制の検討を含むリサイクル計画書の作成など「建設リサイクルガイドライン」の遵守を徹底（再掲）	協議会構成機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
予防保全の実施等による建造物の延命化等、戦略的維持管理の実施
長期優良住宅の普及の促進
官庁施設について、適切な維持保全を図ると共に、既存建築物の構造躯体などを再利用することで、廃棄物の発生抑制等を促進するリノベーション事業を実施
設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標の検討
既存ストックを有効活用したまちづくり、社会環境変化を見越したまちづくりについての啓発

(2) 現場内分別について

【主要課題】

分別解体や現場内分別については、意識の低さから取り組みが十分でない場合や、非飛散性アスベスト含有建材やCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等、他の建設副産物の再資源化に支障をきたす建設資材の現場内分別が徹底されていない場合がある。

また、都市部の新築・増改築工事などでは、分別スペースが十分に確保できない場合があるといった物理的な課題がある一方で、現場内分別を徹底すればするほど廃棄物が小口化・多品目化され、廃棄物の収集・運搬が非効率になるという課題がある。

さらに、施工者と再資源化業者の間で情報共有する仕組みが整っていないことから、施工者の現場内分別の結果が再資源化業者の受入基準に合わず、現場内分別したものであっても最終処分されてしまう場合がある。

あるいは、分別を建設現場で徹底するよりも、中間処理業者による分別の方が効率的な場合もある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
現場分別マニュアルの策定、現場作業員の教育の強化	協議会構成機関
解体業界への分別解体技術の普及・教育、指導の推進	協議会構成機関
適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化	協議会、県・政令市

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
解体工事現場での作業内容の透明性の確保、施工の適正化を促進するための方策の検討
小口巡回共同回収システムの検討
現場条件に応じた現場分別基準の策定

(3) 再資源化・縮減について

○アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

【主要課題】

アスファルト塊については、改質アスファルト廃材や劣化アスファルト廃材など、再リサイクルする際に技術的課題がある舗装発生材が増えてくる。

コンクリート塊については、再資源化施設の受入基準に適合しない場合があり、再資源化の主たる利用用途である再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性がある。

また、依然として最終処分に回っている「ダスト類」を再利用する技術開発が必要である。これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
建設リサイクルへの取り組み状況を把握するため、建設副産物実態調査による実態把握（再掲）	公共機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
再生骨材を用いたコンクリートの品質管理等の課題の検討
再生骨材を用いたコンクリートの使用の課題の検討
排水性舗装の再生利用、劣化アスファルトの再生利用に関する研究

○建設発生木材

【主要課題】

建設発生木材は、分別解体時の品質管理によってはマテリアルリサイクル（再生利用）が困難になるなど、再資源化業者の受入基準と合わず、結果的にマテリアルリサイクル可能な木材チップがサーマルリサイクル（熱回収）される場合がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
建設発生木材について総合的にリサイクルが促進されるよう啓発	協議会構成機関

＜参考＞全国での取り組み

主な取り組み
木材チップの品質基準、建設発生木材の分別基準
CCA処理木材のサーマルリサイクルの検討

○建設汚泥

【主要課題】

建設汚泥処理土は建設発生土と利用用途が競合するうえ、客観的性状が同様であるにも関わらず法的位置づけが異なり、再生利用が進んでいない。また、民間工事由来の建設汚泥処理土については、環境安全性等の品質を担保する仕組みがなく、公共工事での有効利用が図られていない。

一方、建設汚泥再生品（一般市販品）については品質基準がないこと等から、建設汚泥の再生利用が必ずしも十分に進んでいない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
建設汚泥処理土と建設発生土の総合的な有効利用の促進	協議会構成機関
公共工事におけるグリーン調達方針に基づく建設汚泥を再生した処理土の調達推進	公共機関

＜参考＞全国での取り組み

主な取り組み
建設汚泥再生品の品質基準の検討
民間工事由来の建設汚泥処理土の活用にあたっての課題整理、工事間利用に関するルールの検討
建設汚泥の再生利用認定制度等の活用

○その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物

【主要課題】

解体系の廃石膏ボードについては、リサイクル体制や技術等が確立されていない上に、最終処分する場合には、コストのかかる管理型処分場での処理が義務づけられている。

分別解体等の結果残される建設混合廃棄物は、中間処理業者でどのように分別され、再資源化施設あるいは最終処分場へ搬出されているか、統計的に整理されていない。したがって、廃石膏ボードや廃塩化ビニル管、ガラスくず等の建設廃棄物については、再資源化の実態がマクロ的に分析できていない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
建設リサイクルへの取り組み状況を把握するため、建設副産物実態調査の実施による実態の把握（再掲）	公共機関
適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化（再掲）	協議会、県・政令市

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
廃石膏ボードのリサイクルの推進
建設混合廃棄物の分別・再資源化状況、最終処分の状況の実態の把握
建設混合廃棄物選別装置への税制優遇措置の継続

○建設発生土

【主要課題】

東北地方の建設発生土の有効利用率（現場内完結利用を含む）は71.2%と、全国値の78.6%を下回っており、今後、さらに新材利用の抑制に取り組む必要がある。

これまでも建設発生土の工事間利用を進めてきているが、工事間で工期や土質条件が合わないなどの理由から、搬入土砂利用量の約5割を新材に頼っている。

また、民間工事由来の建設発生土を公共工事で有効利用することについては、調整にあたっての時間的ゆとりが十分でない中で、調整先選定にあたっての公平性の確保、環境安全性

等の品質に対する信頼性の確保を図る必要がある。

さらに、自然由来の重金属等を含む土砂は、条件によっては環境汚染につながる可能性があるため、利用又は処分に当たっては有害物質の拡散を防止しつつ、合理的に対策を講じることが求められる。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
建設発生土の工事間利用の促進と工事情報の共有	協議会構成機関
土工期を調整するストックヤード（工事予定箇所・民間ストックヤード）の活用及びストック情報の共有	協議会構成機関
港湾工事で発生する浚渫土砂の再資源化の促進	公共機関
公共工事土量調査の実施	公共機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
建設発生土の需給動向の把握、需給バランスの改善方策の検討
民間工事を含めた建設発生土の工事間利用の課題の整理、ルールの方策
建設発生土を有効活用した砂利採取跡地等の自然修復を図るための仕組みの検討
建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直し
民間の改良土の活用検討
自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いの検討

(4) 適正処理について

【主要課題】

不法投棄をはじめとする建設廃棄物の不適正処理を防ぐためには、建設廃棄物物流の「見える化」を進める必要がある。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
適正な分別解体の実施を確保するための現場巡回等の充実及び各県及び政令市の環境部局との連携強化（再掲）	協議会、県・政令市

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
公共工事における電子マニフェストの段階的な原則化の検討
他省庁と連携した建設業者の指導・監督体制の強化
不適正処理の監視システムの構築

(5) 再使用・再生資材利用について

【主要課題】

産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。

仮に、再生資材が新材に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。

また、再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと 100%近いものとを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。

さらに、これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。

これらの課題の解決のため、以下の施策を実施する。

[東北地方の主な取り組みと担当]

主な取り組み	担 当
利用用途に応じた品質基準等の検討結果を踏まえ、再生資材の利用促進	公共機関

<参考>全国での取り組み

主な取り組み
他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究の実施
再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法の検討
再生資材の分類や有効利用率の指標の検討
建設資材等の再使用の実績や品質基準の検討
グリーン購入法の運用の徹底及び調達品目の追加、数値目標の設定